

美浜サーキットレンタル走行パックご誓約書

注意事項

レンタル中のいかなる事故・アクシデントに対してもレンタル契約者の自己責任とさせていただきます。
使用中の施設・備品・車両の修理費用一切はお客様のご負担としてご請求させていただきます。(サーキット走行中の事故による損害賠償は自動車保険の対象外です。美浜サーキット独自のスポーツ保険、ガードレール保険等のご加入をお勧めします)

天候・運営者の都合・車両不具合等により走行を中止・中断する場合はレンタル料金のみ返金とし、付帯して発生したその他の一切の金員等の弁償はいたしかねます。

誓約書

私は、車両をレンタルしてコース走行にのぞむにあたり、コース走行において要求される標準能力を持っており、諸規則及び係員の指示を遵守することを誓います。

またコース走行にあたり、関連して起こった死亡、負傷、物損、その他の事故で、私自身及び私の指名した運転手、同乗者、ピット要員の受けた損害について、決して美浜サーキットならびにその従業員、雇員、及び他の走行者、車両レンタル事業運営者（マ人倶楽部）などに対して、非難したり、責任を追及したり、損害賠償を請求しないことを誓います。

走行中の負傷等により医療機関を受診した際は、診断結果についての個人情報直接的及び間接的に美浜サーキット及びマ人倶楽部に開示することに同意します。

なお、私及び私の指名した運転者、同乗者、ピット要員が美浜サーキット及びマ人倶楽部の施設、設備、車両、備品等に損害を与えたときは、その損害について弁済致します。

誓約事項に反した場合や、美浜サーキット及びマ人倶楽部の判断によりコース走行に相応しくない行為があったと認められた場合には走行中止とされても異義ありません。

またいかなる理由があってもレンタル料金、走行料金、エントリー料金等の返済の請求は致しません。

健康管理事項

次の事項は、美浜サーキットにおいて、コース走行に参加する運転者の健康管理についてマ人倶楽部が要求する最小限度のものであります。

- ① 対光反応は正常であり、現在眼圧上昇を伴う疾患、視野、狭窄、調節障害のないこと。
- ② 慢性疾患を有しないこと。(以下下記のもの) 高血圧症、低血圧症、腎障害、心障害(先天性心疾患を含む) 糖尿病(肝臓疾患) 末梢閉塞性動脈疾患、下肢静脈疾患、気管支喘息頭部外傷後遺疾。
- ③ 自動車運転に支障ある肢体不自由の箇所のないこと。
- ④ 精神病、てんかん、薬物依存症、アルコール依存症の既往及び現に罹患していないこと。

(注) 上記事項については少なくとも年に1回医師の診断を受け、各自の健康管理に充分留意して下さい。

年 月 日

ドライバー署名